

■焱の博記念堂使用料一覧

令和3年4月1日改正

単位:円

区 分		午前9時 正午	午後1時 午後5時	午後6時 午後10時	午前9時 午後5時	午後1時 午後10時	午前9時 午後10時	冷暖房使用料 1時間につき	
文化ホール	入場料を徴収しない場合および入場料の最高額が500円以下の場合 (以下「基本使用料」という)	平 日	8,170	14,770	16,340	22,940	31,110	文化ホールのみ 3,140 (ホワイエ込 5,240)	
		土・日・休日	9,740	17,710	19,700	27,450	37,400		47,140
	入場料の最高額が500円を超えて2,000円以下の場合	平 日	16,340	29,540	32,690	45,890	62,230		78,570
		土・日・休日	19,490	35,420	39,390	54,900	74,800		94,290
	入場料の最高額が2,000円を超える場合	平 日	24,510	44,310	49,030	68,830	93,340		117,860
		土・日・休日	29,230	53,110	59,090	82,340	112,200		141,430
コンベンションホール	基本使用料(準備のとき)	平 日	6,390	11,520	12,680	17,910	24,200	6,290	
		土・日・休日	7,540	13,720	15,190	21,270	28,910		36,460
	次のいずれかの場合 (1)個人又は団体が興行等に使用する場で、入場料の最高額が500円を超え2,000円以下の場合 (2)町内の個人又は団体が、宣伝、物品の展示等の営利目的で使用する場合	平 日	12,780	23,050	25,350	35,830	48,400		61,180
		土・日・休日	15,090	27,450	30,380	42,530	57,830		72,910
	次のいずれかの場合 (1)個人又は団体が興行等に使用する場で、入場料の最高額が2,000円を超える場合 (2)町外の個人又は団体が、宣伝、物品の展示等の営利目的で使用する場合	平 日	19,170	34,570	38,030	53,740	72,600		91,770
		土・日・休日	22,630	41,170	45,570	63,800	86,740		109,370
付属施設使用料	文化ホール	ホワイエのみ	4,920	5,240	6,290	10,160	11,520	16,450	2,100
		会議室 1	940	1,260	1,990	2,200	3,250	4,190	220
		会議室 2	1,360	1,780	2,830	3,140	4,620	5,970	310
		応接室 1	1,780	2,420	3,560	4,190	5,970	7,750	420
		応接室 2	1,150	1,570	2,420	2,720	3,980	5,130	310
		バーコーナー	1日1回 2,100円						
	コンベンションホール・南ギャラリー	2,300	3,040	4,820	5,340	7,870	10,160	530	

■公園使用料一覧

使用料	使用の目的	単 位	金 額	納 期
公 園 使 用 料	募金その他 (これらに類する行為)	1人または1平方メートルにつき	1日 25円	許可の際
	(業として)写真または映画を撮影する行為	1人につき	1日 40円	
	興 業	1平方メートルにつき	1日 15円	
	競技会、展示会、博覧会その他 (これらに類する催しのため公園の全部または一部を独占して利用する行為)	1人または1平方メートルにつき	1日 10円	
	売店その他	その都度管理者が定めるところによる		

- 1.「休祭日」とは国民の祝日に関する法律(昭和28年法律178号)に規定する休日をいう。
- 2.入場料を徴収しない場合であっても、会費、会場整理費その他入場料に相当する金銭を収受したと認められるときは入場料を徴収したもとする。
- 3.文化ホールを使用する場合の控室の使用料は、文化ホールの施設使用料に含まれるものとする。
- 4.文化ホールを専らリハーサル・練習または準備のために、本番の前日まで使用する場合の額は、基本使用料の30%とする。
- 5.使用時間の超過許可を受けた場合の1時間当たりの超過使用料は、申請時の区分帯表の使用料の30%を加算する。ただしそれ以上の超過については、その時間に該当する区分帯の料金を徴収する。
- 6.2019(令和元)年10月1日に消費税率が10%に増税されたことに伴い、使用料等を改正。